

静岡県告示第96号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和元年6月21日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 廃止する施設

種類	名称	位置	数量	能力・構造
上屋	江尻漁舎	静岡市清水区島崎町	2,016㎡	有効面積 1,987.0㎡ 鉄骨鉄筋コンクリート

2 廃止年月日

令和元年6月25日